

- ※1 本業務説明書（共通事項）のうち、「予定管理（主任）技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は予定管理技術者、業種区分が「地質調査業務」及「測量」の場合は、予定主任技術者とする。
- ※2 本業務説明書（共通事項）のうち、「（分任）支出負担行為担当官」と記載のある箇所については、本官契約の場合は支出負担行為担当官、分任官契約の場合は分任支出負担行為担当官とする。
- ※3 本バージョンはPDFのしおり機能、及び参照先のハイパーリンクを設定しており、選択することにより参照先へジャンプすることができる。

令和6年12月25日時点

業務説明書（共通事項）
【公募型・簡易公募型プロポーザル方式】

1. 業務の概要

（1）主たる部分

【土木関係建設コンサルタント業務の場合】

設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

【地質調査業務の場合】

地質・土質調査業務共通仕様書第129条第1項に示すとおりとする。

【測量業務の場合】

測量業務等共通仕様書第129条第1項に示すとおりとする。

（2）再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

（3）電子入札

本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。受付窓口及び受付時間は、以下のとおりである。

1) 受付窓口：業務説明書（個別）による。

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。

（4）試行の適用

本発注方式に適用される試行は以下のとおりとする。試行の詳細は[別添1](#)による。また、業務個別に適用される試行については業務説明書（個別）によるものとする。

- ・マネジメント経験の実績を評価する試行（測量業務を除く）

2. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

ア) 単体企業

- a) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 業務説明書(個別)に記載の業種区分による関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- e) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記 **b)** の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

イ) 設計共同体

上記 **ア)** に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、関東地方整備局長より設計共同体としての競争参加資格者の資格の認定を受けているものであること。設計共同体による参加の可否及び詳細は業務説明書(個別)による。

設計共同体による参加を認める場合において、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

2) 資本関係又は人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定

する子会社をいう。b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ)の関係にある場合

b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しa)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、i)からiv)までに掲げる者に準ずる者

b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア)又はイ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実績

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した同種又は類似業務において、平成26年度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有していなければなら

らない。

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)とする。(以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。)

(上記 注1から注5については巻末に記載する。)

但し、以下の業務は実績として認められない。

ア) 同種又は類似の実績として確認できない業務

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。))に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で同種又は類似の実績として確認できない業務。
- ・4.(2)3)により、業務実績を証明するために添付した書類において同種又は類似の実績として確認できない業務。

イ) 再委託による業務

ウ) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。
但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

エ) 業務成績評定(注6)のうち、業務評定点が60点未満の業務

なお、国交省等(注7)発注業務において以下の場合には業務評定点が65点未満の業務とする。

- ・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務。
- ・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円未満の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務。
- ・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円未満の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務。

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第360号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)、及びこれらと同等の成績評定要領(注8)(以下、「地整成績評定要領等」という。)に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。

(上記 注6から注8については巻末に記載する。)

4) 業務成績

令和4年度以降令和5年度末までに完了した業務のうち、国交省等発注業務における本業務の業種区分の平均業務評定点が60点以上であること。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

【測量の場合】

5) 測量業者登録

測量法第55条に基づく測量業者登録を受けていること。

(2) 配置予定技術者に対する要件

■管理（主任）技術者

管理（主任）技術者については以下の1) から4) に示す条件を満たす者であることとする。

なお、申請書に記載する管理（主任）技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

- 1) 業務説明書（個別）に記載のいずれかの資格を有する者。
- 2) 平成26年度以降公示日までに完了した以下のいずれかの実績を有する者。

※上記の期間（以下「評価対象期間」という。）に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、評価対象期間を1年単位で延長する申請を行うことができ、長期休業期間が1年に満たない場合は、1年として切り上げて期間を延長することができる。なお、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。詳細は別添2による。（産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。）

【管理（主任）・担当技術者として従事した業務を業務実績とする場合】

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において業務説明書（個別）に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

但し、以下の業務は実績として認めない。

- ア) [\(1\) 3\) ア\)](#) による。
- イ) [\(1\) 3\) イ\)](#) による。
- ウ) [\(1\) 3\) ウ\)](#) による。
- エ) [\(1\) 3\) エ\)](#) による。
- オ) テクリス登録されている業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない業務
- カ) テクリス登録されていない業務で、管理（主任）技術者又は担当技術者と同等と認められない業務

【海外インフラプロジェクトに従事した経験を業務実績とする場合】

業務説明書（個別）に示した同種又は類似業務において、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下、「海外認定・表彰制度」という。）

https://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk3_000198.html を参照。) により実績認定を受けている者であること。

【マネジメントした実務経験を業務実績とする場合】

業務説明書（個別）に示した同種又は類似業務の成果を以下の立場でマネジメントした実務経験を有する者。

- ・建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する業務説明書（個別）に記載する部門の技術管理者。
- ・地質調査業者登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第718号)第3条の一に該当する技術管理者。
- ・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する主任調査員相当以上の者。
- ・関東地方整備局発注の事業促進PPP業務(注9)の管理技術者。ただし、指導実績証明書の発行を受けているものに限る。

【研究実績を業務実績とする場合】

業務説明書（個別）による研究実績を有し、博士又はそれと同等の学位を有する者。

3) 手持ち業務量の制限

手持ち業務量の制限は、管理（主任）技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、国土交通省所管(注10)に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

（上記 注9、注10については巻末に記載する。）

【手持ち業務量が超過した場合】

本業務の公示日以降契約締結日まで及び履行期間中は管理（主任）技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で5億円又は契約件数で10件以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、

業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を、以下のア）からエ）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置を請求する場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ア）当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- イ）当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者
- ウ）業務成績において、当該管理（主任）技術者と同等以上の評価区分となる者
- エ）手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限未満の者

4）業務成績

令和2年度以降令和5年度末までに完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評定点が60点以上であること。（ただし、「地整成績評定要領等」に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。）

また、上記 2）※による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

なお、平均技術者評定点は職務上従事した立場が、管理（主任）技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

■照査技術者

照査技術者の配置の有無については、業務説明書（個別）による。照査技術者を配置する場合については以下の5）から7）に示す条件を満たす者であることとする。

なお、申請書に記載する照査技術者の氏名に旧氏（旧姓）を利用する場合、旧氏及び戸籍上の氏名が記載された次のいずれかの証明書を添付すること。

- ・公的な証明書
- ・証明書（任意書式（会社の代表者の確認を得たもの））

5）業務説明書（個別）に記載のいずれかの資格を有する者。

6）平成26年度以降公示日までに完了した以下の実績を有する者。

また、上記 2）※による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

【管理（主任）・担当技術者・照査技術者として従事した業務を業務実績とする場合】

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において業務説明書（個別）に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

但し、上記 2）ア）からエ）の業務は実績として認めない。

オ）テクリス登録されている業務で、管理（主任）技術者、担当技術者又

- は照査技術者として登録されていない業務
- 力) テクリス登録されていない業務で、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者と同等と認められない業務

7) 業務成績

上記 [4\)](#)と同様とする。

また、上記 2) [※](#)による申請が行われた場合は、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

なお、平均技術者評定点は職務上従事した立場が、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

【外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合】

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(3) 業務実施体制

業務実施体制については、業務説明書（個別）によるほか、下記のとおりとする。

1) 1社単独で業務を実施する場合

- ・ 1社単独により業務を実施する場合には、その旨を記載すること。
- ・ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

2) 設計共同体で業務を実施する場合

- ・ 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ・ 設計共同体により業務を実施する場合、設計共同体の構成員である旨を記載するとともに企業名等を記載すること。
- ・ 代表者はその旨を記載すること。
- ・ 管理（主任）技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- ・ 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- ・ 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- ・ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。
- ・ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとと

もに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

(4) 簡易参加表明書の提出

参加表明者（企業）、管理（主任）技術者の経験及び能力を確認する資料（様式 1～5）を基に、各項目において想定される評価ウエイトを記載した資料（簡易参加表明書）を提出すること。なお、参加表明者（企業）、管理（主任）技術者の経験及び能力を確認する資料（様式 1～5）と簡易参加表明書の評価結果が異なる場合、簡易参加表明書の評価点を上限とし、発注者による審査の結果をもって評価点とする。簡易参加表明書が未記載の場合、もしくは未提出の場合には、参加表明書を無効とする。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 選定基準

業務説明書（個別）によるほか、(2) に示す評価項目の判断基準による。

(2) 評価項目の判断基準

1) 業務成績

ア) 国交省等^(注7)発注の実績を業務成績とする場合

- a) 「専門技術力・業務成績」として、表 1表-1に示す業務成績評定を評価する。
- b) テクリスに登録されている業務成績評定により評価を行うものとし、表 1表-1中の「業種区分」については、テクリスにおける「主な業務の内容」に登録されている内容より、表 2表-2に従って読み替えを行う。
- c) 完了時に通知された業務成績評定から、遡及による成績の減点又は取り消しがあった場合でも、発注者による評価時点でテクリスに登録されている業務成績評定を用いて評価する。
- d) 配置予定技術者においては、職務上従事した立場が管理（主任）技術者又は担当技術者^(注8)であるものを対象とする。
- e) 設計共同体の構成員として受注した業務の実績も含む。

表 1：業務成績の対象（試行を除く）

		「専門技術力・業務成績」の評価項目	
		参加表明者	配置予定技術者
評価対象業務成績評定	発注機関	国交省等 ^{注7} の「地整成績評定要領等」を採用する発注機関 ^{注8}	
	期間	以下に示す期間内に完了した全ての業務	
		令和 4 年度以降令和 5 年度末	令和 2 年度以降令和 5 年度末（ <u>別 添 2</u> 延長対象）
	業種区分	発注業務の業種区分のみ	土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の全て
評価対象	業務評定点の平均	技術者評定点の平均	

表 2：テクリス登録情報から業種区分への読み替え対照表

テクリスに登録されている 「主な業務の内容」	業務成績対象の業種区分
調査設計業務	土木関係建設コンサルタント業務
地質調査業務	地質調査業務
補償コンサルタント業務	<対象外>
測量業務	測量
発注者支援業務等	<対象外>
その他	<対象外>
解説：例として、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務として発注された発注者支援業務が、テクリスの「主な業務の内容」で発注者支援業務として完了登録されている実績は、新規に土木関係建設コンサルタント業務で発注する業務の業務成績の評価対象とならない。	

イ) 各種試行により業務成績とする場合

[別添1](#)及び業務説明書（個別）による。

配置予定技術者は[別添2](#)「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間」の対象とする。

2) 優良表彰

ア) 優良業務表彰等を受けた経験を優良表彰とする場合

- a) 「専門技術力・優良表彰」として、[表 3表-3](#)に示す優良表彰を評価する。
- b) 業務の成果又は管理等が優れていたことにより、発注機関より表彰されたものを対象とし、災害関連の感謝状の類いを除く。
- c) 配置予定管理（主任）技術者においては、表彰を受けた業務において、職務上従事した立場が管理（主任）技術者又は担当技術者[注8](#)であること。
- d) 設計共同体の構成員として受注した業務により表彰を受けた経験も、単体企業の場合と同様に扱う。
- e) 国土技術政策総合研究所長又は国土地理院長より受けた優良表彰は、局長より受けたものと同様に扱う。

表 3 : 優良表彰の対象

		「専門技術力・優良表彰」の評価項目	
		参加表明者	配置予定管理(主任)技術者
評価対象優良表彰	発注機関	国交省等 ^{注7}	
	期間	以下に示す期間内に完了した業務	
		令和4年度以降令和5年度末	令和2年度以降令和5年度末（ 別添2 延長対象）
	業種区分	発注業務の業種区分	
表彰種別	優良業務表彰	優秀技術者表彰又は優良業務表彰	

- イ) インフラ分野のDXに係る取組を優良表彰とする場合、
 a) 「専門技術力・優良表彰」として、
[表 3表 4](#)に示すインフラ DX 大賞及び関東インフラ DX 大賞を評価する。

表 4 : インフラ分野のDXに係る表彰の対象

		「専門技術力・優良表彰」の評価項目 (参加表明者のみ)	
		大臣表彰等 評価対象	期間
業種区分	全業種区分		
表彰種別	インフラ DX 大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）または、関東インフラ DX 大賞（局長表彰、事務所長表彰）		

- ウ) 大臣表彰等を受けた経験を優良表彰とする場合
 a) 海外認定・表彰制度により、海外インフラプロジェクト優秀技術者表彰（以下、「大臣表彰等」という。）を受けた技術者を配置予定の管理（主任）技術者とする場合に評価を行う。
 b) 評価対象の表彰は、[表 表 5](#)による。

表 5 : 大臣表彰等の対象

		「専門技術力・優良表彰」の評価項目 (管理(主任)技術者のみ)	
		大臣表彰等 評価対象	期間
業種区分	発注業務の業種区分		
表彰種別	海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞又は国土交通大臣奨励賞		

- エ) 事業促進PPP業務の実績を優良表彰の試行評価とする場合

- a) 事業促進 PPP 業務を管理技術者又は主任技術者で従事した実績を持つ技術者を、配置予定の管理（主任）技術者とする場合に、管理（主任）技術者の「専門技術力・優良表彰」において試行的に評価を行う。
- b) 参加表明書に記載された実績が、テクリスに登録されている実績の登録内容が6の各項目に全て当てはまる場合に評価する。

表 6：事業促進 PPP 業務の実績を評価する対象

		テクリス登録内容
テクリス登録の項目	発注機関名	国交省等 ^{注7}
	完了年月日	令和2年度以降公示日までに完了した業務（ 別添2 延長対象）
	主な業務内容	発注業務の業種区分（ 表 2表-2 に従って読み替えを行う）
	業務キーワード	「PPP（官民連携）」又は「事業促進 PPP」
	総合評定点	実績の業務評定点が、発注業務の業種区分における業務成績評価区分の①から③の範囲内であること。 複数の実績がある場合は、平均点を採用する。

4. 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 配布された様式（様式-1～様式-5及び簡易参加表明書）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、提出時はPDFファイル形式に限る。なお、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- 2) 申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。また、複数のファイルを圧縮ファイルにすることにより1つのファイルにすることは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10MB以内に収め、電子入札システムの技術資料等アップロードシステムを用いて電子データを登録し、電子入札システムから登録結果データを送付すること。但し、圧縮することにより10MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。
- 3) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
- 4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、提出された参加表明書の印刷はグレースケールで行う。

(2) 添付資料

- 1) 技術者資格

配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。

2) CPDの取得状況

CPDの取得状況に関して、以下の資料を添付すること。

【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

- ・配置予定の管理（主任）技術者及び照査技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を様式－3及び様式－4（照査技術者を配置する場合）に記載するとともに、建設系CPD協議会の各構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを添付すること。登録証明書の写しの添付がない場合及びインターネットでの検索結果の写しのみを添付した場合は加点しない。
- ・CPD単位取得の証明は、本業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。なお、証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」、「証明期間」であり、受講した日付より算出するものではない。

【測量の場合】

- ・配置予定の主任技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を様式－3に記載するとともに、建設系CPD協議会の各構成団体若しくは測量系CPD協議会が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを添付すること。登録証明書の写しの添付がない場合及びインターネットでの検索結果の写しのみを添付した場合は加点しない。
- ・CPD単位取得の証明は、本業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。なお、証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」、「証明期間」であり、受講した日付より算出するものではない。

3) 業務実績

ア) 同種又は類似業務の実績を業務実績とする場合

業務実績に関して以下の資料を添付すること。

- ・同種又は類似の実績として記載した業務が、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、同種又は類似の実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種又は類似の実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。
- ・業務説明書（個別）で複数の業務実績を求めているが、1件の実績での

証明でなくてもよいとしている場合は、記載出来る実績は最大で2件までとし、これを超える実績の件数を記載した場合は、全ての記載された実績は、同種又は類似の実績として認めない。

- ・ [2. \(2\) 2\) カ](#) というテクリスに登録されていない業務の場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種又は類似にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。
- ・ 同種又は類似の実績として記載した業務が、国交省等^(注7)発注業務の場合は、業務成績評定を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

イ) 海外認定・表彰制度による実績認定を業務実績とする場合

配置予定の管理（主任）技術者の業務実績として、参加表明書に以下の資料を添付すること。

- ・ 当該実績認定業務がテクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、同種又は類似の実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種又は類似の実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。
- ・ また、テクリスに登録されていない場合は、国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証（以下「認定証」という。）の写し、及び業務内容が同種又は類似にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。なお、確認のための書類が外国語で記載されている場合は、同種又は類似を確認出来る箇所の和訳を添付すること。
- ・ 認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、競争参加者が認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

ウ) マネジメントした実務経験を業務実績とする場合

配置予定の管理（主任）技術者の業務実績として、同種又は類似業務の成果をマネジメントした実務経験を業務実績とする場合は、マネジメントした実務経験を証明する資料を添付すること。詳細は「マネジメント経験の実績を評価する試行」3. に示す添付資料を参照。

4) 業務成績

ア) 国交省等発注の実績を業務成績とする場合

テクリスの業務成績評定で評価するため、資料の添付は不要である。

ただし、配置予定技術者の業務成績評定のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、業務成績評定を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

イ) 各種試行により業務成績とする場合

別添 1 及び業務説明書（個別）による。

5) 優良表彰

ア) 優良業務表彰等を受けた経験を優良表彰とする場合

優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰の実績が関東地方整備局発注業務以外の場合は、表彰状等の写しを添付すること。なお、添付がない場合は加点しない。

イ) 大臣表彰等を受けた経験を優良表彰とする場合

大臣表彰等について、参加表明書に以下の資料を添付すること。

- ・国土交通省が発行する当該大臣表彰等の表彰状（以下「表彰状」という）の写しを添付すること。
- ・ただし、海外認定・表彰制度を配置予定の管理（主任）技術者の「専門技術力・優良表彰」のみに利用する場合は、当該業務のテクリスにおける「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容により本業務と同一の業種区分であることを確認するが、テクリスに登録していない場合、又は登録されている内容だけではそれが確認できない場合は、同一の業種区分であることを確認出来る書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）の写しを添付すること。なお、確認のための書類が外国語で記載されている場合は、同一の業種区分であることを確認出来る箇所の和訳を添付すること。
- ・表彰状が表彰応募を行った企業等に未達の場合等、競争参加者が表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

ウ) 事業促進PPP業務の実績を優良表彰の試行評価とする場合

様式-3⑧に事業促進PPP業務の実績を記載した場合は、当該実績で従事した立場を確認できる書類（業務計画書等）の写しを添付すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

業務説明書（個別）による。

5. 選定・非選定通知

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術点が高いものから技術提案書の提出者として以下のとおり選定する。

- ・参加表明者が10者以上の場合：5～7者程度
- ・参加表明者が10者未満の場合：3～5者程度

但し、同評価の提出者が5者又は7者を超えて存在する場合はこの限りではない。選定した者には、電子入札システムにより通知する。また、選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非選定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。

選定通知の日は業務説明書（個別）による。

(2) 上記(1)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して簡易型は5日、公募型は7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより（分

任) 支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。
また、書面により通知を受けたものは、書面(様式は自由)を郵送等(電子入札システムでの提出期限までに必着とする。)することにより、(分任) 支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して簡易型は5日、公募型は10日(休日を含む。)以内に電子入札システムにより行う。
但し、書面により提出されたものに対しては、電子メールにより行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間は業務説明書(個別)による。

6. 技術提案書を特定するための基準

3. (2)によるほか、業務説明書(個別)による。

7. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

1) 技術提案書の無効

本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 実施方針・実施フロー・工程計画その他

本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、A4判1枚以内で簡潔に記載すること。A4判1枚を超えて記載した場合は、技術提案書を無効とする。

工程計画は、業務説明書(個別) 1. (8) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。

その他については、当該業務の履行にあたり、有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を記載すること。なお、代替案の提案を要求しない場合については、重要だと考える指摘事項を複数記載すること。

文字サイズは10ポイント以上とすること(概念図、出典の明示出来る図表、既往成果等は除く)。

3) 特定テーマ

業務説明書(個別)に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてよいが、個人名及び本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

提案内容を裏付ける類似実績の明示にあたっては、実績が特定できるように以下の①~③いずれかを記載するものとする。

① TECRIS 番号

② 業務件名・発注機関名・発注時期・業務内容

③ 研究論文名・発表機関名・発表時期・研究内容

ただし、①~③いずれについても、類似実績であることが分かるように明記す

るものとする。

なお、実績の明示があっても、提案内容そのものが採用できない場合には実績がその提案内容を裏付けるものとなっていないものとして扱う。

記載にあたっては、1テーマ、A4判1枚に記載すること。A4判1枚を超えて記載した場合は、技術提案書を無効とする。

文字サイズは10ポイント以上とすること（概念図、出典の明示出来る図表、既往成果等は除く）。

4) 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積を添付すること。なお、様式については任意とする。

(2) 作成方法

配布された様式（様式7～9）を基に作成を行うものとし、文字サイズ、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項については、参加表明書の作成方法による。なお、提出された技術提案書の印刷はグレースケールで行う。

(3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

[4. \(1\) 2](#) 及び3)（ただし、「参加表明書」を「技術提案書」に読み替える）によるもののほか、業務説明書（個別）による。

8. 既存資料の閲覧

業務説明書（個別）による。

9. ヒアリング

業務説明書（個別）による。

10. 特定・非特定通知

(1) 技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位の者を1者特定する。特定した者には、電子入札システムにより通知する。また、特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。

なお、技術評価点が最上位である者が2者以上あるときは、該当者のうち以下の順で技術点が最上位の者を1者特定する。

- ① 特定テーマに関する技術提案
- ② 実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ③ 管理（主任）技術者の専門技術力（業務成績）

(2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより（分任）支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。受付窓口及び受付時間は、業務説明書（個別）による。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に電子入札システムにより行う。

1 1. 業務説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は電子入札システムにより行うものとする。
- (2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に参加者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、参加者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。
- (3) 電子入札システムによる受付期間等については業務説明書（個別）による。
- (4) 質問に対する回答は、以下の 1）に示す期間内に電子入札システムにより行う。
 - 1) 質問に対する最終回答期限
 - ア) 参加表明書に係る質問に対する最終回答期限：参加表明書提出期限日の 2 日前（休日を除く）まで
 - イ) 技術提案書に係る質問に対する最終回答期限：質問の受付期間の最終日の翌日から 5 日間以内

1 2. 契約書作成の可否等

(1) 契約書の作成

本件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。

(2) 債権譲渡条項適用に係る手続き

業務説明書（個別）により本項の適用の記載がある場合において、別冊契約書案における第 5 条第 3 項及び第 4 項の使用を希望する場合は、落札決定（予定を含む。）後に以下の手続きを取るものとする。

- 1) 落札（予定）者は契約を締結するに当たり、落札決定（予定を含む。）の日から 2 日以内にその旨を申し出なければならない。
- 2) 1) の申し出があった場合、（分任）支出負担行為担当官は落札（予定）者が契約の内容を確実に履行する体制を有しているか否かを確認するための調査を実施するものとする。
- 3) 落札（予定）者は調査の実施に協力し、落札決定（予定を含む。）の日から 5 日以内（休日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- 4) 2) の調査の結果、業務委託料債権が本契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項を削除して契約を締結するものとする。

1 3. 支払い条件

業務説明書（個別）による。

1 4. 苦情申し立てに関する事項

業務説明書（個別）による。

1 5. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (3) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が以下のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

 - ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (7) 提出された資料は返却しない。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は、入札契約手続以外に使用しないものとし、特定されなかった者が提出した参加表明書及び技術提案書については手続終了後に、特定された者が提出した参加表明書及び技術提案書については業務完了後に破棄するものとする。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、以下によるものとする。

【技術提案書の提出者の選定前】

変更した配置予定技術者の技術点に基づき再度選定を行う。

【技術提案書の提出者の選定後】

変更した配置予定技術者の技術点に変更前の配置予定技術者の技術点を下回った場合、提出された技術提案書を無効とする。また、変更した配置予定技術者の技術点に変更前の配置予定技術者の技術点を上回っていても、特定・非特定時の審査については変更前の配置予定技術者の技術点に基づき行う。

- (10) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 電子入札システムにより申請書等の提出及び入札を行う者は、関東地方整備局「電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）」を確認のうえ入札に参加すること。
なお、電子入札運用基準は関東地方整備局のホームページで公開している。ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu00000026.pdf>
電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。
- (13) 電子入札システムを利用する場合の事前準備及びシステム操作マニュアルは、国土交通省電子入札システムホームページの「ご利用ガイド」を参考とすること。
- (14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3798-9476

国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

但し、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、業務説明書（個別）1.（9）1）へ連絡すること。

- (15) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受けられる場合がある。
 - ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・選定（非選定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・特定（非特定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票

- ・日時変更通知書
 - ・保留通知書
 - ・取止め通知書
- (16) 「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日）付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号」の7を適用する場合は、業務説明書（個別）の入札参加者を指名するための基準における評価が、同等以上のものとする。
- (17) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (18) 押印省略
- 契約手続きで使用の様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は2以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。
- (19) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(注1) 「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株)：新関西、成田
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人
空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、
国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、
国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、
自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、
鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、
日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、

日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構

(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む)

- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

(注2) 「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体
都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体
特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

(注3) 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

(注6) 「業務成績評定」とは、注8における「業務評定点」と「技術者評定点」を総称している。

(注7) 「国交省等」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く)

(注8) 「地整成績評定要領等」における「これらと同等の成績評定要領」とは、注7の発注機関が採用する「地方整備局成績評定要領」及びそれに準じた成績評定要領

をいう。

また、「国土地理院請負測量業務成績評定要領」における職務上の「担当技術者」は技術者評定点の対象とせず、「作業班長」を「地方整備局成績評定要領」における「担当技術者」に読み替えて扱う。

(注9) 「事業促進PPP業務」とは、発注者と事業促進PPP (Public Private Partnership) の受注者が一体となり、事業に関するマネジメントを行う業務を指す。なお、国土交通本省のホームページでガイドラインを公開 (<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatukeiyaku.html>) している。

(注10) 「国土交通省所管」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部

別添 1 試行の概要

マネジメント経験の実績を評価する試行

1. 概要

配置予定の管理（主任）技術者が、国交省等発注業務の業務成績評定を有していない場合、本業務と同一業種区分の業務をマネジメントした経験を有していれば、管理（主任）技術者の業務成績評価において、配点ウエイト60%（例：30点満点の場合は18点）の加点を行う。

【同種・類似業務をマネジメントした立場】

- ① 建設コンサルタント登録規程第3の一に該当する本業務の業務（入札）説明書（個別）に記載する部門の技術管理者。
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者。
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の者。（建設コンサルタント業務におけるマネジメント経験の実績証明について：https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000061.html）
- ④ 関東地方整備局発注の事業促進PPP業務の管理技術者。ただし、指導実績証明書の発行を受けており、実績の技術者評定点（複数ある場合は、その平均点）が発注業務の業種区分における業務成績評価区分の①から③の範囲内であるものに限る。

2. 試行対象業務

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務を対象とする。

3. 評価対象業務実績

配置予定の管理（主任）技術者に求める評価対象業務実績は、令和元年度以降令和4年度末までに完了した本業務と同一業種区分の国土交通省発注の業務実績を1件確認できること。ただし、その業務はテクリスで確認できなくてはならない。

評価対象業務実績を有する場合は、マネジメントした実務経験を証明する以下の資料を参加表明書に添付すること。

【建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程による技術管理者の場合】

各登録規程で定められた以下のア) 又はイ) とする。

ア) 現況報告書の表紙（様式第16号イ。受付印のあるもの）及び技術管理者の登録部門・氏名の記載がある部分（様式第16号ホ）の写し。

イ) 変更届出書の表紙（様式第19号。受付印のあるもの）及び技術管理者証明書（様式第5号）の写し。

ただし、現況報告書又は変更届出書の申請日が、様式-3⑥及び⑦に記載した業務の履行期間と同一年度のものであること。（複数年度の業務であった場合は、それぞれ

れの年度に申請した現況報告書又は変更届出書の写しを添付すること。)

【主任調査員相当以上の場合】

委託業務調査職員命令書（通知書を含む）又は各発注機関が発行した職務経歴証明等の写し。

【事業促進PPP業務の管理技術者の場合】

各発注機関が発行した指導実績証明書の写し。複数の実績がある場合は、全て添付すること。

4. 業務成績評価における他の試行との共通事項（重要）

業務成績評価に関する評価の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は、評価しない。

また、複数の試行を活用した参加の場合は、評価しない。

【評価の優先順位】

- ① 国交省等発注の業務実績（原則）
- ② マネジメント経験の実績（マネジメント経験の実績を評価する試行）

別添 2

長期休業に伴う技術者実績等の評価期間

1. 長期休業に伴い技術者実績等の評価対象期間の延長を申請する場合は、様式－1②に必要な事項を記載し、参加表明書とともに提出すること。

2. 長期休業の取得によって、評価対象期間が延長される旨の参加表明書等をもって指名又は選定された者については、入札・契約手続きの公正性を確保するため、当該休業の事実を確認できる賃金台帳等（賃金台帳、休業取得の申し出に関する書面等の写し）の提示を求めることがある。

なお、公正性確保のための事実確認に協力しない場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止等を行うことがある。

3. 長期休業の取得により、評価対象期間の延長を申請することができる評価項目は以下のとおりとする。

また、長期休業を取得していることにより、評価対象期間を延長する場合は、「業務経験・業務実績（同種又は類似の業務の実績）」、「専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）」及び「専門技術力・優良表彰」の評価対象期間について全て延長することとし、個別の延長は認めない。

（1）管理（主任）技術者の経験及び能力

- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）
- ③ 専門技術力・優良表彰

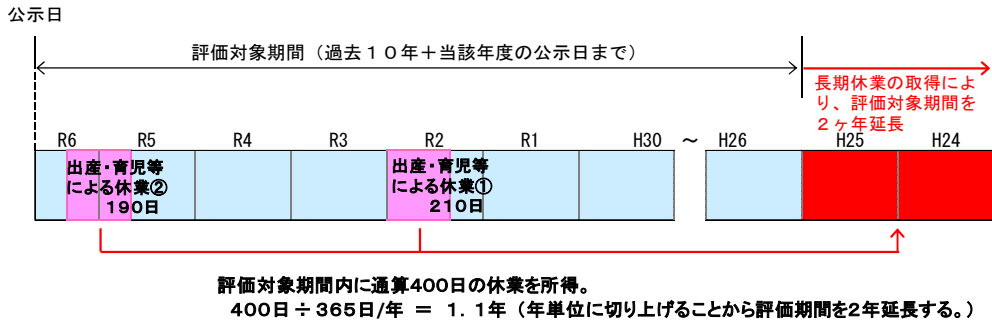
（2）照査技術者の経験及び能力【照査技術者を求める場合】

- ① 業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）
- ② 専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）

【評価対象期間の延長に関する考え方】

【例1】

業務経験・業務実績（同種又は類似業務の実績）の評価対象期間（4月切り替え）



【例2】

専門技術力・業務成績（平均技術者評定点）及び優良業務表彰の評価対象期間（8月切り替え）

